

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目 I . (1) ①)

評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	<p>(品質ポリシー) A)特許審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を2014年3月に策定し、同年4月にこれを公表した。この品質ポリシー等に基づいて、2016年度も品質管理に関する施策を策定している。(「品質ポリシー」は、「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」(以下、「PCTガイドライン」という。)の第21章(国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み)において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に該当する。)</p> <p>(品質マニュアル) B)特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を2014年7月に策定し、同年8月にこれを公表している。 2016年度は、①特許異議の申立てに関する情報提供開始に伴う修正、②品質監査の運用変更に伴う修正、③起案チェックに関する修正、④JP-FIRSTの運用終了に伴う修正、並びに、⑤当マニュアルに文書としての位置づけ及び改訂の契機を追記するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。(「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。)</p> <p>(審査の品質管理において取り組むべき事項) C)2016年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、特許審査について、審査品質管理の具体的な取組を定め、2016年4月に「審査の品質管理において取り組むべき事項(平成28年度)」として公開した。</p> <p>(その他品質管理のための具体的な手順を示す文書) D)質の高い審査を実現するための、審査の基本的な考え方を示した「特許・実用新案審査基準」、及び、審査業務を遂行するにあたって必要となる事項等を示した「特許・実用新案審査ハンドブック」や、質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」(以下、「PCTハンドブック」という。)が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。 具体的には、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBPクレーム)に関して、2015年7月6日公表した当面の審査の取扱い(同9月16日公表の改訂審査ハンドブックに反映)、同11月25日に公表した「不可能・非実際的事情」の主張・立証の参考例、平成28年1月27日に追加したPBPクレームに該当しない例を踏まえ、審査ハンドブック2204及び2205の改訂を行った(2016年3月30日)。 また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるIoT(Internet of Things)関連技術について、今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想されるところ、その際に、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要であるという審査の視点等を踏まえて、「特許・実用新案審査ハンドブック」に、IoT関連技術の特許審査の事例を追加した(2016年9月28日)。</p> <p>E)「面接・電話応対」の取組に対する具体的手順を示すものとして「面接ガイドライン」を策定し、公表している。面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとして、2014年10月にその内容を改訂している。</p> <p>F)的確なサーチ(先行技術文献の調査)を行うために、受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与すべく、FI分類及びFTermについて、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「FTermリスト」、「FTerm解説」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。「FI分類表」等の改正や「FTermリスト」等のメンテナンスは、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ実施している。</p> <p>(文書の管理) G)「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、隨時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。</p>

資料の所在	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○特許・実用新案審査基準(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/guideline_pct.htm
	○特許・実用新案 審査ハンドブック(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm
	○面接ガイドライン【特許審査編】(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記C関連) https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記D関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ>特許・実用新案>パテントマップガイダンス(PMGS)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目 I . (1)②)

評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手續の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手續が定められていることを確認する。

実績又は現況	<p>(審査の進め方)</p> <p>A)特許審査官が特許審査を行う具体的な手續が「特許・実用新案審査基準」において定められている（「第一部 審査総論」等）。</p> <p>B)「特許・実用新案審査基準 第I部 審査総論 第2章 審査の手順」では、審査手順を「本願発明の認定」、「先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書等の取扱い」、「査定」、「補正の却下の決定」、「前置審査」、「出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め」に分け、各手順において審査官がなすべき事項が規定されている。</p> <p>(品質管理)</p> <p>C)品質管理システム（品質管理及びその実施体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及びその命を受けた特許技監がこれに対して責任を負うことが明記されている（品質マニュアル「I. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」）。</p> <p>D)「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている（品質マニュアル「II. 審査部内の取組」）。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参照すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。</p> <p>2016年度は、①特許異議の申立てに関する情報提供開始に伴う修正、②品質監査の運用変更に伴う修正、③起案チェックに関する修正、④JP-FIRSTの運用終了に伴う修正、並びに、⑤当マニュアルに文書としての位置づけ及び改訂の契機を追記するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。</p> <p>また、庁内のインターネットの品質マニュアル掲載ページに品質マニュアルの目次を構成する「特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)」等の審査手順等に関する項目や、「協議」、「決裁*」等の品質保証の手順に関する項目、並びに、品質監査に関する項目と、それらの説明に対応する参考先文書を取り纏めたリンク集を作成し、品質マニュアルの各項目の記載から簡単に参考先文書へアクセスすることが可能となった。</p> <p>*審査は審査官が行うものだが、「決裁」は、審査の品質保証に関するニーズに応えるものであり、審査官が作成した処分等に係る書類(起案書)に誤りがないことを確認するため、また、担当技術分野における統一的な運用を担保するため、全案件について管理職が行っている。</p> <p>E)「品質マニュアル」は、いわゆるPDCAサイクルを、特許審査を行う部署全体におけるサイクルと、特許審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位(課相当)におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人や登録調査機関などの外部関係者の協力が、特許審査の質、ひいては特許権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との情報共有が国際的な特許審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、特許審査に関わる職員にとって有益で、特許制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成されている。</p>
	<p>The diagram illustrates the PDCA cycle for maintaining and improving the quality of patent examination. It shows a continuous loop between four main phases: PLAN, DO, CHECK, and ACT.</p> <ul style="list-style-type: none"> PLAN: 特許審査の方針決定 (Plan the examination strategy). DO: 特許審査業務の実施 (Implement the examination tasks). This phase is divided into two sub-phases: act (from supervisors) and plan (from examination strategy). CHECK: 特許審査業務の評価 (Evaluate the examination tasks). Sub-phases include quality audit and user evaluation surveys. ACT: 特許審査関連施策の検討・修正 (Review and improve related policies). Sub-phases include review and revision of policies. <p>Blue arrows indicate the flow from PLAN to DO, and from DO to CHECK. A green arrow labeled "品質関連情報の提供による審査業務改善の支援" (Support for examination business improvement through provision of quality-related information) points from the bottom left towards the CHECK phase. A blue arrow labeled "継続的改善" (Continuous improvement) points from the bottom right back to the PLAN phase.</p>

【図1】特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図

資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第I部 審査総論(上記A, B関連) https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
	○品質マニュアル(上記C, D, E関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目 I . (1) ③)

評価 項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
	(品質管理に関する方針・手續の公表状況) A)「品質ポリシー」は、2014年4月に特許庁ホームページを通じて公表され、ユーザー評価調査に際してパンフレットの形で約600の調査対象者に郵送された。また、英訳版についても同ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議の場でパンフレットを配布することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版・英語版共に、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 B)2016年7月に改訂した「品質マニュアル」は、同月に特許庁ホームページを通じて公表され、英訳版についても、同月に同ホームページを通じて公表された。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 C)企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている(2016年度上半期実績:58件 2015年度上半期実績:46件)。 D)2015年5月に作成した特許庁の紹介パンフレット及びDVD(「産業の発達を支え続ける特許庁－世界最高の知財立国実現に向けて－」)において、130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介するとともに、世界最高の知財立国実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介した。
実績 又は 現況	(職員に対する周知状況) E)「品質ポリシー」は、2014年3月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のインターネットを通じて審査官が隨時参照することが可能である。同年7月にはパンフレットの形で全特許審査官に配布され、ポスターを庁内の審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。 また、改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針を明記した。 さらに、品質管理の庁内誌において、外国特許庁における特許審査(先行技術調査・協議等)の質向上のための取組や、幅広いユーザーニーズに応じるための取組を紹介し、品質ポリシーに掲げられている事項の重要性を周知した。 F)「品質マニュアル」は、2016年7月に改訂されて審査に関わる全ての職員に周知され、当該品質マニュアル及び品質マニュアルの参考文書が庁内のインターネットを通じて審査官が随时参照することができる。 (職員向けの研修の実施状況) G)審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向け以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。 2016年度実績 ・審査官補コース研修、任期付職員(特許審査官補)初任研修(対象となる新人全員受講) 2016年 5月 24日 83名受講 ・審査官コース前期研修(対象となる審査官補全員受講) 2016年10月 19日 80名受講 ・審査官コース後期研修(対象となる審査官補全員受講)*討論形式で実施 2017年1月 実施予定 ・マネジメント能力研修(上席審査官対象) 2016年6月 13日 24名受講 2016年11月 14日 25名受講予定 ・新任管理職(決裁を行う者)向け説明会 2016年 4月 21日 10名受講 (対象となる新任管理職全員受講) 2016年 7月 5日 14名受講 (年度の途中は管理職の人事異動に合わせて随時開催) ・品質管理官向け説明会 2016年 4月 6日 94名受講 (対象となる品質管理官全員受講) 2016年 7月 5日 5名受講 (年度の途中は品質管理官の人事異動に合わせて随時開催) 2016年10月 4日 7名受講

(職員の理解状況の把握)

H)上記G)の各研修(新任管理職向け説明会除く)の最後に、講義の内容を理解したかを確認し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。当該アンケートにおける4段階評価と自由記載を通じても研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。

さらに、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図った。

資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C, D, E, G関連) http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー(英語版)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(英語版)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/policies.htm
	○品質マニュアル(上記B, F, G関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○品質マニュアル(英語版)(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目 I . (2) ④)

評価 項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ④ 審査実施体制
	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

評価の 目的 及び 観点	<p>(特許庁の組織体制、人員配置)</p> <p>A)技術分野別に特許審査を行う部が4つ設けられ、4つの部はさらに38の審査長単位(課相当)に分けられ、合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査部の担当分野は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査第一部：物理、光学、社会基盤関係 ・審査第二部：機械関係 ・審査第三部：化学関係 ・審査第四部：電気、通信、情報関係 <p>B)出願内容の高度化・複雑化、先行技術調査の対象となる特許文献数の増加(図1参照)、条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められているPCT出願の近年の急激な増加(図2参照)等、審査処理の負担が増大している。</p>																																																																																																																						
	<p>図1は1999年から2014年までの世界の特許文献発行件数の推移を示す棒グラフです。軸は「発行件数 (万件)」で、値域は0から240まで。各柱は複数の地域別に分かれています。総合的な傾向として、年々件数が増加の一途を辿っています。日本文献の割合が57%と多く、中国の割合が12%と次いで多いことが示されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>日本</th> <th>米国</th> <th>欧州</th> <th>韓国</th> <th>中国</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1999</td><td>35</td><td>15</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2000</td><td>40</td><td>18</td><td>12</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2001</td><td>45</td><td>20</td><td>15</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2002</td><td>50</td><td>22</td><td>18</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2003</td><td>55</td><td>25</td><td>20</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2004</td><td>60</td><td>28</td><td>22</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2005</td><td>65</td><td>30</td><td>25</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2006</td><td>70</td><td>32</td><td>28</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2007</td><td>75</td><td>35</td><td>30</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2008</td><td>80</td><td>38</td><td>32</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>85</td><td>40</td><td>35</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>90</td><td>42</td><td>38</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2011</td><td>95</td><td>45</td><td>40</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2012</td><td>100</td><td>48</td><td>42</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>105</td><td>50</td><td>45</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>2014</td><td>110</td><td>52</td><td>48</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	年	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	1999	35	15	10	5	5	5	2000	40	18	12	5	5	5	2001	45	20	15	5	5	5	2002	50	22	18	5	5	5	2003	55	25	20	5	5	5	2004	60	28	22	5	5	5	2005	65	30	25	5	5	5	2006	70	32	28	5	5	5	2007	75	35	30	5	5	5	2008	80	38	32	5	5	5	2009	85	40	35	5	5	5	2010	90	42	38	5	5	5	2011	95	45	40	5	5	5	2012	100	48	42	5	5	5	2013	105	50	45	5	5	5	2014	110	52	48	5	5
年	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他																																																																																																																	
1999	35	15	10	5	5	5																																																																																																																	
2000	40	18	12	5	5	5																																																																																																																	
2001	45	20	15	5	5	5																																																																																																																	
2002	50	22	18	5	5	5																																																																																																																	
2003	55	25	20	5	5	5																																																																																																																	
2004	60	28	22	5	5	5																																																																																																																	
2005	65	30	25	5	5	5																																																																																																																	
2006	70	32	28	5	5	5																																																																																																																	
2007	75	35	30	5	5	5																																																																																																																	
2008	80	38	32	5	5	5																																																																																																																	
2009	85	40	35	5	5	5																																																																																																																	
2010	90	42	38	5	5	5																																																																																																																	
2011	95	45	40	5	5	5																																																																																																																	
2012	100	48	42	5	5	5																																																																																																																	
2013	105	50	45	5	5	5																																																																																																																	
2014	110	52	48	5	5	5																																																																																																																	
<p>図2は2006年から2015年のPCT出願件数の推移を示す棒グラフです。軸は「件数」で、値域は0から50,000まで。年々件数が増加の一途を辿っています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>26,422</td></tr> <tr><td>2007</td><td>26,835</td></tr> <tr><td>2008</td><td>28,027</td></tr> <tr><td>2009</td><td>29,291</td></tr> <tr><td>2010</td><td>31,524</td></tr> <tr><td>2011</td><td>37,974</td></tr> <tr><td>2012</td><td>42,787</td></tr> <tr><td>2013</td><td>43,075</td></tr> <tr><td>2014</td><td>41,232</td></tr> <tr><td>2015</td><td>43,097</td></tr> </tbody> </table>	年	件数	2006	26,422	2007	26,835	2008	28,027	2009	29,291	2010	31,524	2011	37,974	2012	42,787	2013	43,075	2014	41,232	2015	43,097																																																																																																	
年	件数																																																																																																																						
2006	26,422																																																																																																																						
2007	26,835																																																																																																																						
2008	28,027																																																																																																																						
2009	29,291																																																																																																																						
2010	31,524																																																																																																																						
2011	37,974																																																																																																																						
2012	42,787																																																																																																																						
2013	43,075																																																																																																																						
2014	41,232																																																																																																																						
2015	43,097																																																																																																																						
実績 又は 現況	<p>【図1】世界の特許文献¹</p> <p>¹世界で発行された特許文献(実用新案含む)を言語別に整理し、重複を排除したものです。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許文献としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仮語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。</p> <p>C)上記B)のような状況に対応し、迅速かつ的確な審査を行うため、審査官の増員要求を行うとともに、審査の効率化を図っている。</p> <p>①必要な審査官数の確保(図3参照)</p> <p>審査体制の整備・強化を図るために、恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、39名の恒常審査官と104名の任期付審査官を採用。</p> <p>②先行技術調査事業の拡充</p> <p>平成27年度には、審査効率が高い対話型²での納品が、発注件数のほぼ100%(99.7%)、15.56万件(総計15.6万件)となるなど、一層の民間活力の利用を図った。また、外国特許文献検索事業が平成25年度に開始された。(平成27年度の発注件数は10.3万件。)</p> <p>【図3】審査官数の推移(備考)括弧内は任期付審査官数</p> <p>² 対話型とは、登録調査機関の調査業務実施者が審査官と直接面談して先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る納品方法を指す。</p>																																																																																																																						

D)それによって、2013年度末に一次審査通知までの期間(FA期間)は10.4ヶ月となり、2004年に掲げた長期目標である11ヶ月を達成した。また、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014年3月に、新たな10年目標を設定した。



【図5】一次審査通知までの期間の推移 【図6】我が国における一次審査期間と権利化までの期間

新たな10年目標

- ① 2023年度までに特許の「権利化までの期間※」(標準審査期間)を「平均14か月以内」
- ② 一次審査通知(FA)までの期間を「平均10か月以内」

※出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

そして、2015年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間について16ヶ月未満とするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について11ヶ月未満とするという同年度の目標を達成し、2016年度には、それぞれについて16ヶ月未満、11ヶ月未満とする年度目標を設定した。

(審査官の資格及び能力評価)

E)特許審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)の合格者又は特許庁が実施する任期付職員(特許審査官補)採用試験の合格者から採用され、審査官の資格は特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第4条において規定されている。

同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。

F)審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、審査実務に関する事例研究を行う研修も用意されている。

G)国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。

実績
又は
現況

資料の所在

○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記G関連)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000287212.pdf>

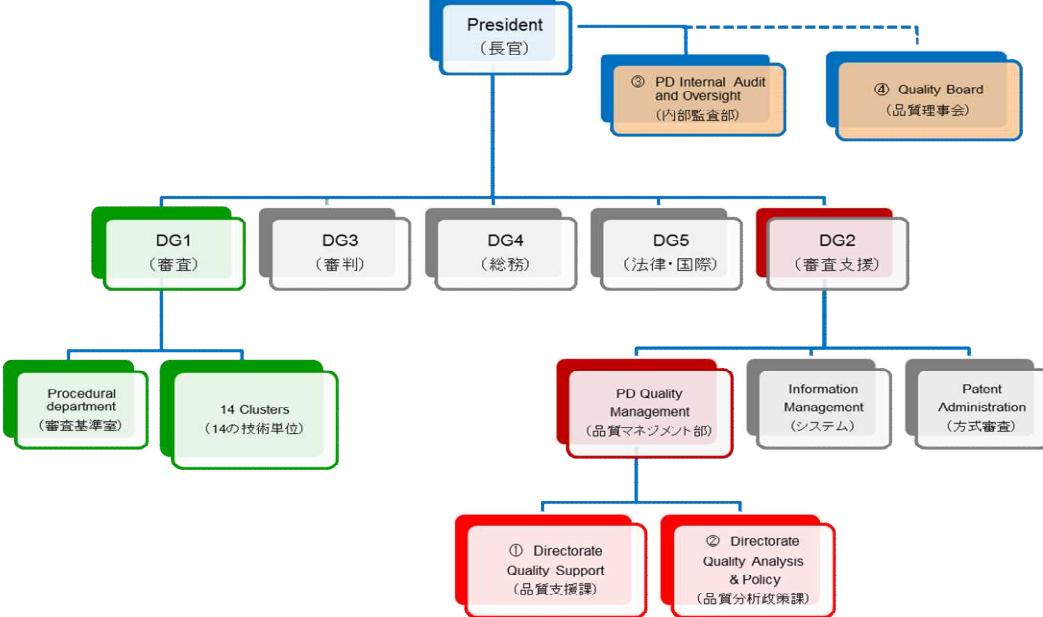
○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(2009年3月6日内閣総理大臣決定)(上記G関連)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000015876.pdf> (255~259ページ参照)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等） （評価項目 I. (2) ⑤）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績 又は 現況	<p>(特許庁の品質管理体制)</p> <p>A)責任者としての長官、特許技監</p> <p>審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監を責任者としている。そして、品質管理システムの改善については、特許技監を長とする会合において定期的に議論し、決定される。</p> <p>B)審査業務を実施する各審査部・各審査長単位(課相当)</p> <p>特許審査業務は、各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査部・各審査長単位は、調整課品質管理室が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。</p> <p>C)品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室</p> <p>品質管理室は、昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員(品質管理補助)は昨年度から3名増加した27名を確保することで、品質管理のために必要な体制を整備し特許審査の品質管理に関する以下のようない業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査部・審査長単位が実施する施策(協議、決裁*、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案。 ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案。 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック)。 <p>*審査は審査官が行うものだが、「決裁」は、審査の品質保証に関するニーズに応えるものであり、審査官が作成した処分等に係る書類(起案書)に誤りがないことを確認するため、また、担当技術分野における統一的な運用を担保するため、全案件について管理職が行っている。</p> <p>D)審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官</p> <p>品質管理庁内委員会は、各審査部・各審査長単位内の有識者(審査長等)から選任された、委員長と各部3名の委員の合計13名で構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から、特許審査の質について以下のようない業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の調整課品質管理室により収集された審査の質に関するデータの分析・評価。 ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の特許技監及び調整課への報告。 ・品質監査に関するデータや分析結果(例えば、品質保証の観点から決裁時にすべき事項等)の各審査部・各審査長単位へのフィードバック。 ・調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対しての助言。 <p>E)品質管理体制の概略図</p>

実績 又は 現況	<p>(外国庁の品質管理体制)</p> <p>F) USPTOの品質管理体制</p> <p>USPTOでは、長官及び特許局長の下、5人の副局長が配属され各局を統括している。Deputy Commissioner for International Patent Cooperationは国際関係、Deputy Commissioner for Patent Examination Policyは審査基準・方式基準等、Deputy Commissioner for Patent Operationsは審査、Deputy Commissioner for Patent Administrationは総務、Deputy Commissioner for Patent Qualityは品質を担当している。</p> <p>(USPTOの品質管理体制の概略図)</p> <pre>graph TD; A[Under Secretary of Commerce for Intellectual Property and Director of the United States Patent and Trademark Office (長官)] --> B[Commissioner for Patents (特許局長)]; B --> C[Deputy Commissioner for International Patent Cooperation (国際)]; B --> D[Deputy Commissioner for Patent Examination Policy (基準)]; B --> E[Deputy Commissioner for Patent Operations (審査)]; B --> F[Deputy Commissioner for Patent Administration (総務)]; B --> G[Deputy Commissioner for Patent Quality (品質)]; E --> H[9 Technology Centers (9つの審査部門)]; H --> I[Office of Patent Quality Assurance(OPQA) (品質保証部)]; H --> J[Office of Patent Training (特許研修部)]; H --> K[Office of Process Improvement (プロセス改善部)]; H --> L[Office of Ombudsman / Stakeholder Outreach (オンブズマン・ステークホルダー担当部)];</pre>
	<p>2015年1月に、特許品質担当副局長(Deputy Commissioner for Patent Quality)が初めて任命され、直下に①品質保証部(OPQA: Office of Patent Quality Assurance)、②特許研修部(Office of Patent Training)、③プロセス改善部(Office of Process Improvement)、④オンブズマン・ステークホルダー担当部(Office of Ombudsman / Stakeholder Outreach)の4つの組織が配置されている。</p> <p>① 品質保証部(Office of Patent Quality Assurance: OPQA) 品質レビュー、そのフィードバックの提供及び現状分析を行っている。</p> <p>② 特許研修部(Office of Patent Training) 法律や技術の研修の提供や支援、実務や手続の質向上のための取組、予防措置や訂正措置の提案、品質向上のための実務や手続のレビュー・分析を行っている。</p> <p>③ プロセス改善部(Office of Process Improvement) プロセス監査とその改善提案、分析とモニタリングの調整、プロセスを改善するためのアドバイスを行っている。</p> <p>④ オンブズマン・ステークホルダー担当部(Office of Ombudsman / Stakeholder Outreach) 苦情処理や内外意見の受付・対処を行っている。</p> <p>なお、審査については、特許審査担当副局長(Deputy Commissioner for Patent Operations)の下に、9つのTC(Technology Center)があり、所掌する技術分野についての審査を行っている。</p>

実績 又は 現況	G) EPOの品質管理体制 EPOでは長官の下、VP1(Vice President 1)～VP5の5人の副長官が配属され、各DG (Directorate General)を統括している。DG1は審査(Operational)、DG2は審査支援(Operational Support)、DG3は審判(Appeals)、DG4は総務(Administration)、DG5は法律・国際関係(Legal/ International Affairs)を担当している。
	(EPOの品質管理体制の概略図)  <pre>graph TD; President[President (長官)] --- DG1[DG1 (審査)]; President --- DG3[DG3 (審判)]; President --- DG4[DG4 (総務)]; President --- DG5[DG5 (法律・国際)]; President --- DG2[DG2 (審査支援)]; DG1 --- PDIA[PD Internal Audit and Oversight (内部監査部)]; DG1 --- QB[Quality Board (品質理事会)]; DG2 --- PDQM[PD Quality Management (品質マネジメント部)]; DG2 --- IM[Information Management (システム)]; DG2 --- PA[Patent Administration (方式審査)]; PDQM --- DQS[DQ Quality Support (品質支援課)]; PDQM --- DQA&P[Directorate Quality Analysis & Policy (品質分析政策課)];</pre>

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績 又は 現況	A)特許審査の質の維持・向上に向けて審査官一人一人が不断の努力を積み重ねるとともに、特許審査及びその関連業務において、以下のような取組を実施している。 (品質保証(決裁*)) B)審査官が所属する審査長単位(課相当)の管理職は、審査官が作成した処分等に係る書面(起案書)の全件について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の均質化を目的として、当該起案書の確認を主とした確認により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方からチェック(決裁)を行っている。 実体面のチェックにおいて、審査官による判断が審査基準に沿った妥当なものであるか、適用条文に誤りがないかといった視点に加え、論理の飛躍や文章の省略等により審査官の判断や意図が伝わりにくくなっていないか、表現や言葉遣いが適切か、といった出願人・代理人や第三者の視点をも考慮して行われる。形式面のチェックは、起案書に記載された書誌的事項に誤りがないか等について行われる。 起案内容に疑義がある場合には、チェックを行う管理職は審査官と協議を行うことなどによって審査内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、審査官に起案内容の是正を求めている。 さらに、「特許・実用新案審査基準」等の内容も踏まえた決裁ガイドラインを、本年度の施策・取組を反映させるために改訂し、周知した。また、新任決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施した。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積している。 *審査は審査官が行うものだが、「決裁」は、審査の品質保証に関するニーズに応えるものであり、審査官が作成した処分等に係る書類(起案書)に誤りがないことを確認するため、また、担当技術分野における統一的な運用を担保するため、全案件について管理職が行っている。
	(決裁前の起案チェック) C)上記B)の決裁に先立ち、技術情報管理官(担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者)が、起案書に記載されたサーチ範囲や付与分類(審査官が付与した国際特許分類等)の妥当性の確認や、形式的不備の防止を目的として①特許査定、②国際調査、③国際予備審査における起案書の全件について、記載された分類や起案書の形式的事項等をチェックしている。 また、拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や技術水準の判断の妥当性のチェックを行い、その結果を利用して管理職が決裁を行っている。 D)出願人・代理人との意思疎通の促進を通じて審査の質の向上に寄与すべく、わかりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知等を発信するために、拒絶理由通知書等の記載様式の要点を定め、公表している。起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、この定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールの機能を拡張し、審査官に提供した。審査官は、起案支援ツールの機能を利用して、起案書提出前に自己チェックしている。

(業績目標と審査官の評価)

F) 特許審査官についても、国家公務員の人事評価制度に従った業績評価が実施される。これは、評価項目④のG)記載の「能力評価」と合わせて人事評価を実施することで、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握し、人材育成や、適材適所の人事配置を実現することを目的としている。各審査長単位は、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容(サーチ、判断、起案)の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度審査長により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。

(面接・電話応対)

G) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得る上で重要である。また、ユーザー評価調査の結果からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーの関心の高さが伺える。そこで、2014年4月からユーザーの納得度を上げることを目的として、積極的に面接に応じる運用を行い、2014年10月には面接ガイドラインを改訂し、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとした。(従前は、迅速かつ的確な審査に資さないと判断される場合は受諾しないこともあった。)2016年度は、8月に3日間の日程で「巡回特許庁 in ひろしま」を開催し、10社47件の出張面接審査を行った。また、10月に「巡回特許庁in九州」、11月に「巡回特許庁inKANSAI」、2017年以降に「巡回特許庁in中部」を順次開催し、出張面接審査も行う予定である。

2016年度上半期実績

面接及び電話応対の実施率 4.0%

※国内出願の全オフィスアクション(拒絶理由通知、査定、前置審査)のうち、面接又は電話応対等が実施されたアクションの率

(技術動向・ビジネス動向の把握)

H) 審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。また、1999年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、2016年度はスマートマニュファクチャリング技術を始めとする16のテーマで調査を開始した。さらに、企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、2016年度上半期に18件の申請がなされ、1,363件の特許出願が当該施策の対象となつた。

(外国特許文献サーチ等の拡充)

I) 積極的に外国特許文献・非特許文献調査を行うことを目的として、2016年度は以下の取組を行っている。
1. 外国特許分類情報(CPC等)、英語シーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組を推進した。
2. 非特許文献検索については、2つの府内DBの他、8つの検索系・32の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの府内インターネットからまとめてアクセス可能としている。また、昨年度に引き続きISO等の標準関連文書の府内DBへの蓄積を継続し、さらに、新たに閲覧可能なETSIの標準関連文書を拡充した。
3. 中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の登録調査機関による先行技術調査の拡充した。

(日米協働調査試行プログラムの開始)

J) 日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを2015年8月から試行期間を2年として開始した。これにより審査の質の向上を図ることが期待される。具体的には、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両府の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付するものである。これにより、我が国企業等は、日米両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性が向上するとともに、日米の特許審査官による調査結果を踏まえたより強く安定した権利を、日米両国において早期かつ同時期に得ることが可能となり、国際事業展開の促進が期待される。

(品質関連情報の収集・提供)

K) 調整課品質管理室・品質管理庁内委員会は、改善すべき点等を明らかにすると共に、関係部署と連携しながら特許審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査部・各審査長単位等は、これらの品質関連情報を活用することにより、特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

1. 審査に関する統計データ

①即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを、2016年度も毎月1回、審査官に提供した。各審査官は、審査の判断の均質性を高める観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用した。

2. 審判に関する統計データ

審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、その前提となる審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられる。そこで、①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供した(2016年度も、①は毎月1回、②は四半期に1回提供した)。さらに、特許異議申立制度に関する情報も毎月1回提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供すると共に指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握に利用した。

L) 審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた主たる原因等の事情について分析を行った。分析した事例をとりまとめ、その予防策を検討し、必要に応じて審査官に周知した。

実績
又は
現況

(審査関連文書の整備・改訂)

M)質の高い審査を実現するための、審査の基本的な考え方を示した「特許・実用新案審査基準」、及び、審査業務を遂行するにあたって必要となる事項等を示した「特許・実用新案 審査ハンドブック」や、質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」(以下、「PCTハンドブック」という。)が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。

2016年は、「特許・実用新案 審査ハンドブック」において、下記の点につき、改訂等を行った。
プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBPクレーム)に関して、2015年7月6日公表した当面の審査の取扱い(同9月16日公表の改訂審査ハンドブックに反映)、同11月25日に公表した「不可能・非実際的事情」の主張・立証の参考例、平成28年1月27日に追加したPBPクレームに該当しない例を踏まえ、審査ハンドブック2204及び2205の改訂を行った(2016年3月30日)。

また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるIoT(Internet of Things)関連技術について、今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想されるところ、その際に、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要であるという審査の視点等を踏まえて、「特許・実用新案審査ハンドブック」に、IoT関連技術の特許審査の事例を追加した(2016年9月28日)。

(能力向上のための研修の実施)

N)特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、①法律・審査基準に関する知識、②技術に関する知識(新規技術分野を担当する審査官の基礎知識や、審査官として求められる応用・先端技術の習得のための、技術研修や府内セミナー等)、③国際化に対応する語学能力、④先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。

(登録調査機関が実施した先行技術調査に対する評価と指導)

O)特許審査のうち、登録調査機関によって先行技術調査が実施されているものがある。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。

1. (納品された全件について)審査官によるサーチ結果の評価、及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック。
2. 上記1. の評価結果をもとに、必要に応じて、審査長等による当該機関との四半期毎の協議。
3. 登録調査機関の選定にあたり、上記1. の評価結果の考慮を継続。
4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、OJTを継続して実施し審査官が直接育成。

(検索インデックスの付与及び整備)

P)的確なサーチを行うことを目的として、検索インデックス(FI分類及びFTerm)の付与・メンテナンスについて以下の取組を行っている。

1. 受理した出願全件に対し、FIハンドブックやFTerm解説等に従い、登録調査機関を活用して検索インデックスを付与している(一元付与)。検索インデックスは、出願当初の明細書等に基づいて付与され、審査の過程を通じて修正する必要が生じた場合は審査官により修正されている。
2. FI分類表の改正・FTermリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している。(2016年度は、FI分類表改正を163メイギループ、FTermメンテナンスを19テーマで行う見込み。)さらに、2016年11月、IoT(Internet of Things)に関する技術を扱う特許分類を新設した。
3. 審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックし、必要に応じて連絡票を作成する等して改善すべき点をフィードバックしている。また、一元付与については、フィードバックの結果及び付与成績に基づいて、審査長等は登録調査機関の分類指導者と四半期毎に協議を行い、必要に応じて改善を促している。

○特許・実用新案審査基準(上記M関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

○特許・実用新案審査基準(英語版)(上記M関連)
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/1312-002_e.htm

○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(上記M関連)
https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm

○PCT国際調査及び予備審査ハンドブック(英語版)(上記M関連)
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pct_handbook_e.htm

○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記N関連)
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000287212.pdf>

○面接ガイドライン(上記G関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm

○日米協働調査試行プログラムについて(上記P関連)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

○FI分類表、FIハンドブック、FTermリスト、FTerm解説(上記N関連)
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
トップページ>特許・実用新案>パテントマップガイダンス(PMGS)

実績

又は
現況

資料の所在

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

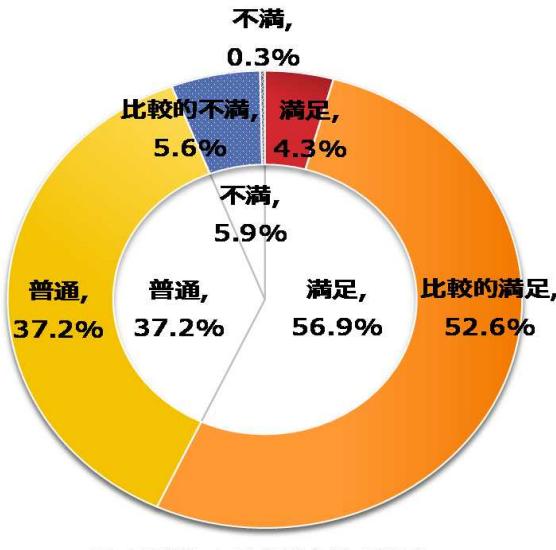
(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	<p>(特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証)</p> <p>A) 2016年度の始めに、年度内に実施をすべき特許審査の取組の計画を、①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④人材育成、⑤品質管理の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証した。</p> <p>(品質監査)</p> <p>調整課に配した品質管理官による品質監査を2014年4月から実施している。2015年4月からは、審査官が作成した処分等に係る書面(起案書)の一部を決裁者による決裁後に無作為抽出して監査を行っている。品質管理官は、無作為抽出された処分等が法令・指針等に沿っているかどうかを品質監査のためのガイドラインに従ってチェックし、その結果を当該処分等を担当する審査官が所属する審査長単位(課相当)の審査長等にフィードバックする。審査長等は、このフィードバックに基づき、必要に応じて審査官に対して指導等を行う。</p> <p>2015年7月からは、現状のシステムを工夫して、決裁後かつ出願人・代理人への発送前に無作為抽出して監査を行っているが、2017年3月までに監査対象案件抽出のためのシステムを既存の案件管理・起案システムへ統合させて、既存システムのインターフェースでの自由度の高い抽出作業が可能となる予定。自由度の高い抽出作業の実現により品質監査の効率を高めることが可能となる。</p> <p>また、監査結果の審査部の管理職への提供方法を改良し、審査部の管理職が毎日更新される監査結果情報を入手できるようになった。</p> <p>B) 最初の拒絶理由通知、特許査定、PCT国際調査報告及び国際調査機関の見解書の品質監査</p> <p>サーチの質に関する課題を把握することを目的として、サーチを含む審査の質について、品質管理官(技術単位担当)^{*1}による監査を実施している。2016年度上半期は、各技術単位から無作為に抽出した1063件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインに従って品質監査を行った(年度計画の49.2%実施)。</p> <p>*1:各技術単位の案件を担当する品質管理官</p> <p>C) 最後の拒絶理由通知・拒絶査定の品質監査</p> <p>拒絶理由の論理構成及び起案の的確性など、サーチ以外の審査の質に関する課題を把握することを目的として、豊富なチェック(決裁)経験を有する品質管理官(総括担当)^{*2}による監査を実施している。2016年度上半期は、各審査部単位から無作為に抽出した546件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインに従って品質監査を行った(年度計画の50.6%実施)。</p> <p>*2:管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官</p> <p>(部分監査)</p> <p>D) 出願人・代理人等と審査官との間の円滑な意思疎通を妨げる、形式的な不備の減少を目的として、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)による形式的瑕疵(誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等)に関するチェックを2011年度に試行し、2012年度から実施している。当該チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。</p> <p>2016年上半期には、①起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより、起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、②昨年度までの監査結果、③形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。また、新たな監査項目に基づいたチェックに先立ち、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)で試験的なチェック及びレビューを行い、調査員(品質管理補助)間でのチェック基準の統一を図った。</p>

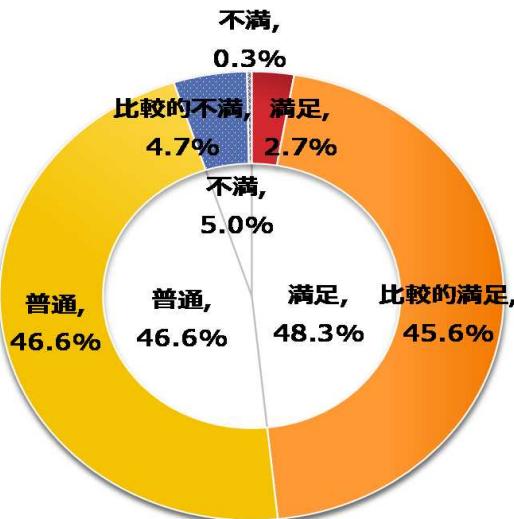
(ユーザー評価調査)

E) 審査の質の現状や審査の質に対するユーザーニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を実施している。2012年度から開始した調査を、ユーザーの評価やニーズの継続的な把握のため、2016年度も引き続き実施した。調査規模としては、内国企業604社、外国企業59社、代理人69者を対象とし、在外ユーザーへの調査の規模を拡大した。また、過去4年間の調査との連続性を維持しつつ、回答者の負担を軽減するために、設問を厳選するとともに、ユーザーニーズをより的確に把握するために、必要な修正を加えた。

調査結果を集計・分析しているところであるが、国内出願及びPCT出願における質全般の調査では、昨年度と比較して、「満足(5段階評価における「満足」と「比較的満足」を合計した値)」との評価が上昇しているとの結果が得られる見込み。



国内出願における質全般の調査



PCT出願における質全般の調査

【図1】平成28年度ユーザー評価調査の結果概要

(ユーザー等との意見交換)

F) ユーザーニーズの把握を目的として、上記E)の調査だけでなく、各企業や業界団体等の特許制度ユーザーと直接的に意見交換を行っている。

・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査部との意見交換を例年行っている(2016年度上半期実績:58件 2015年度上半期実績:46件)。国内外の企業経営層との意見交換では、経営層の立場からみた、審査の質を含めた特許庁の取組への意見・要望等を伺っており、実務者との意見交換では、現場の目線からみた、審査の質に関する意見・要望等を伺っている。頂いた意見・要望等は品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用している。

・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体と意見交換会を開催している。当該意見交換会では、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒヤリングを行い、出願人・代理人等と問題意識を共有した。

・ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行った。

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付)

G)これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーからの意見を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(2014年11月)。寄せられた意見は、調整課品質管理室において適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映している。また、意見提出者の同意が得られた場合は、審査部にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

また、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行った。

(審判決との判断相違の要因分析)

H)審査段階での判断と審決の判断が相違した場合の、審判からの審理結果のフィードバックに対する審査官による分析を全技術分野において実施した。(2016年度上半期:385件 2015年度上半期:426件)

(事例の共有及び個別案件の要因分析)

I)審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた主たる原因等の事情について分析を行った。分析した事例をとりまとめ、その予防策を検討し、必要に応じて審査官に周知した。

資料の所在

○審査の質の向上のための御意見受付(上記G関連)

<http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm>

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ. (1) (8)）

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>（分析）</p> <p>A)特許審査の質を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。</p> <p>* 審判関連データの分析は審査室単位で実施</p>
	<p>（特許庁内部での評価に基づく分析）</p> <p>B)品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析</p> <p>2016年4月には前年度の取組を対象に、2016年10月には上半期の取組を対象に、その実績及びFA11達成下の課題について、管理職に対するヒアリングや下記C)～E)の結果について管理職及び審査官向けに報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願及び審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析した。 ・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた改善提言を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 <p>C)決裁を通じた分析</p> <p>統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改定するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積することで、典型的な誤りを分析している。</p> <p>D)品質監査を通じた分析</p> <p>審査の質を全体的に把握する観点から、主要な起案種別(最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告)毎に監査を行うことで、各種別ごとの課題を分析できるようにしている。</p> <p>E)部分監査を通じた分析</p> <p>起案書における形式的瑕疵を典型的な誤りとして類型化し、それをもとにチェックを実施している。2016年上半期には、監査の効率向上のために、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、昨年度までの監査結果、形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。</p> <p>また、監査の制度向上のために、新たな監査項目に基づいたチェックに先立ち、調整課品質管理室の調査員(品質管理補助)で試験的なチェック及びレビューを行い、調査員(品質管理補助)間でのチェック基準の統一を図った。</p>

F)審判関連データの収集・分析

審判請求や特許異議の申立てに関する情報・審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供し、審査長単位では、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握する。

(特許庁外部での評価に基づく分析)

G)ユーザー評価調査を通じた分析

回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析している。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。

国内出願、PCT出願の個別案件の質を問う調査票において、「不満」または「比較的不満」と回答された場合に、その原因をより詳細に特定できるような設問を新たに設けることで、個別案件における具体的な改善点の把握ができるようになった。

H)ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析

調整課品質管理室にて経過情報などを整理したうえで、品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。

(課題抽出)

(特許庁内部での評価に基づく分析により抽出された課題)

I)決裁についての課題 [B)及びC)での分析結果]

決裁を補完する仕組みをより活用する等して、決裁をより効率的かつ効果的に行う必要がある。

実績
又は
現況

J)品質監査についての課題 [B)及びD)での分析結果]

現状のシステムを工夫して、決裁後発送前のタイミングで品質監査を実施しているところ、平成29年度からは、より自由度の高い案件抽出が可能な新システムの利用を予定しており、当該新システムに対応して品質監査の業務の流れが変わるため、新たな運用の検討が必要である。

K)部分監査についての課題 [B)、E)での分析結果]

形式的瑕疵を効率的に抑制するため、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールの機能を継続的に改善し、審査官に提供することが必要である。

L)審査体制についての課題 [B)での分析結果]

任期付審査官を含む審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。

(特許庁内部及び特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題)

M)サーチについての課題 [B)、D)、F)、G)での分析結果]

- ・サーチの充実のため、協議の実施等によるサーチノウハウの蓄積・共有が必要である。
- ・登録調査機関による先行技術文献調査において、外国文献のサーチを着実に行うことが必要である。
- ・国際的な調査に向けた検索インデックスの再整備が必要である。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

評価項目名	Ⅱ. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (2)継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	<p>(①の改善状況) ＜品質マニュアルの改訂＞ 2016年7月に、①特許異議の申立てに関する情報提供開始に伴う修正、②品質監査の運用変更に伴う修正、③決裁前の起案チェックに関する修正、④JP-FIRSTの運用終了に伴う修正、並びに、⑤当マニュアルに文書としての位置づけ及び改訂の契機を追記するため、品質マニュアルの改訂を行い、これらを公表した。</p> <p>＜特許・実用新案審査基準、特許・実用新案 審査ハンドブック、PCTハンドブック等の改訂＞ ・質の高い審査を実現するための、審査の基本的な考え方を示した「特許・実用新案審査基準」を2016年3月に改訂し、公表した。同様に、「特許・実用新案 審査ハンドブック」を同年6年3月及び9月に、「PCTハンドブック」を同年4月に、それぞれ改訂し、公表した。</p> <p>2016年には、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBPクレーム)に関して、2015年7月6日公表した当面の審査の取扱い(同9月16日公表の改訂審査ハンドブックに反映)、同11月25日に公表した「不可能・非実際的事情」の主張・立証の参考例、平成28年1月27日に追加したPBPクレームに該当しない例を踏まえ、審査ハンドブック2204及び2205の改訂を行った(2016年3月30日)。</p> <p>また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるIoT(Internet of Things)関連技術について、今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想されるところ、その際に、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要であるという審査の視点等を踏まえて、「特許・実用新案審査ハンドブック」に、IoT関連技術の特許審査の事例を追加した(2016年9月28日)。</p> <p>(②の改善状況) ＜品質マニュアルにおいて参照すべきとされた文書へのアクセス性＞ ・2016年7月の品質マニュアル改訂・公表に伴い、庁内のイントラの品質マニュアル掲載ページに品質マニュアルの目次を構成する「特許審査(本願理解・サーチ・判断・起案)」「協議」「面接」等の審査手順等に関する項目や、「決裁」等の品質保証の手順に関する項目、並びに、品質監査に関する項目についての説明と、それらの説明に対応する参考先文書を取り纏めたリンク集を作成し、品質マニュアルの各項目の記載から簡単に審査手続きが詳解されている参考先文書にアクセスすることが可能となった。</p> <p>(③の改善状況) ＜品質管理に関する基本原則等のユーザー・職員への周知＞ ・審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。 ・改訂された「特許・実用新案審査基準」等の内容を審査官に周知するために、決裁者や品質管理官等を対象とした説明会や、外部向けの説明会を開催した。 ・品質管理の庁内誌において、外国特許庁における特許審査(先行技術調査・協議等)の質向上のための取組や、幅広いユーザーニーズに応じるための取組を紹介し、品質ポリシーに掲げられている事項の重要性を周知した。 ・企業等とのコンタクトの場で、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等を制度ユーザーに説明し、説明を行っている(2016年度上半期実績:58件)。</p> <p>(④の改善状況) ＜審査実施体制＞ ・審査体制の整備・強化を図るために、恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、39名の恒常審査官と104名の任期付審査官を採用した。</p> <p>(⑤の改善状況) ＜品質管理体制＞ ・調査員(品質管理補助)は昨年度から3名増加した27名を確保して、品質管理のために必要な体制を整備した。</p>

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑩）

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (2)継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	<p>（⑥の改善状況 一審査に関するもの）</p> <p>＜品質保証（決裁[*]）に関するもの＞</p> <p>審査官が作成した通知書の不備を提言するためには、これらの通知書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせないため、以下のことを行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・審査官が所属する審査長単位（課相当）の管理職は、審査官が作成した処分等に係る書面（起案書）の全件について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の均質化を目的として、当該起案書の確認を主とした確認により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方からチェック（決裁）を行っている。・改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえて、ガイドラインを改訂した。・新任決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施した。・決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積している。 <p>*審査は審査官が行うものだが、「決裁」は、審査の品質保証に関するニーズに応えるものであり、審査官が作成した処分等に係る書類（起案書）に誤りがないことを確認するため、また、担当技術分野における統一的な運用を担保するため、全案件について管理職が行っている。</p> <p>＜決裁前の起案チェック＞</p> <p>ユーザーにおける審査の納得性を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要があるため、以下のことを行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、この定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールの機能を拡張し、審査官に提供した。審査官は、起案支援ツールの機能を利用して、起案書提出前に自己チェックしている。 <p>＜審査官間の知識共有・意見交換（協議）に関するもの＞</p> <p>審査の信頼感を国際的に高める上での重要性を踏まえ、PCT案件に係る協議件数を増やした。</p> <p>＜技術動向・ビジネス動向を把握した審査に関するもの＞</p> <p>特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要であるため、以下のことを行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めている。・1999年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、スマートマニュファクチャリング技術を始めとする16のテーマで調査を開始した。・企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、2016年度上半期に18件の申請がなされ、1,363件の特許出願が当該施策の対象となった。・8月に3日間の日程で「巡回特許庁 in ひろしま」を開催し、10社47件の出張面接審査を行った。 <p>＜外国特許文献サーチ等の拡充、検索インデックスの付与及び整備について＞</p> <p>先行技術調査は、審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや、調査能力の維持・向上に努めることが重要であるため、以下のことを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・非特許文献検索については、2つの府内DBの他、8つの検索系・32の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの府内インフラネットからまとめてアクセス可能としている。また、昨年度に引き続きISO等の標準関連文書の府内DBへの蓄積を継続し、さらに、新たに閲覧可能なETSIの標準関連文書を拡充した。・2016年度は、FI分類表改正を163emainグループ、Fタームメンテナンスを19テーマで行う見込み。さらに、2016年11月、IoT（Internet of Things）に関する技術を扱う特許分類を新設した。 <p>＜品質関連情報の収集・提供＞</p> <p>審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた主たる原因等の事情について分析を行った。分析した事例をとりまとめ、その予防策を検討し、必要に応じて審査官に周知した。</p> <p>＜審査関連文書の整備・改訂＞</p> <p>審査の質を向上させるには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、特許権取得の予見性を高める必要があるため、ユーザーより判断基準の明確化が求められている項目について、以下のことを行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・プロダクト・バイ・プロセス・クレーム（PBPクレーム）に関して、2015年7月6日公表した当面の審査の取扱い（同9月16日公表の改訂審査ハンドブックに反映）、同11月25日に公表した「不可能・非実際的事情」の主張・立証の参考例、平成28年1月27日に追加したPBPクレームに該当しない例を踏まえ、審査ハンドブック2204及び2205の改訂を行った（2016年3月30日）。・研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでいるIoT（Internet of Things）関連技術について、今後、様々な技術分野においてIoT関連の特許出願が行われると予想されるところ、その際に、特許庁として統一された考え方のもとで適切な特許審査が行われることが重要であるという審査の視点等を踏まえて、「特許・実用新案審査ハンドブック」に、IoT関連技術の特許審査の事例を追加した（2016年9月28日）。

(⑦の改善状況)

<品質監査に関するもの>

- 審査の質をより的確に把握するためには、品質監査の充実も重要であるため、以下のことを行っている。
- ・2017年3月までに監査対象案件抽出のためのシステムを既存の案件管理・起案システムへ統合させて、既存システムのインターフェースでの自由度の高い抽出作業が可能となる予定。また、当該新システムに対応した運用も整備する予定。
 - ・監査結果の審査部の管理職への提供方法を改良し、審査部の管理職が毎日更新される監査結果情報を入手できるようになった。
 - ・起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールにより起案をした審査官による自己チェック可能となった項目、昨年度までの監査結果、形式的瑕疵の存在によるユーザーへの影響を考慮して、監査項目を改定した。

<ユーザー意見に関するもの>

実績

又は

現況

- 品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要であるため、以下のことを行った。
- ・ユーザー評価調査を引き続き実施し、より的確にユーザーの意見を聴取するために、過去4年間の調査との連続性を維持しつつ、設問を厳選するとともに、ユーザーニーズをより的確に把握するために、必要な修正を加えて、多用なユーザーニーズの調査を可能とした。
 - ・ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックを行った。さらに、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供した。

(⑧の改善状況)

<ユーザー評価調査を通じた分析>

- ・国内出願、PCT出願の個別案件の質を問う調査票において、「不満」または「比較的不満」と回答された場合に、その原因をより詳細に特定できるような設問を新たに設けることで、個別案件における具体的な改善点の把握ができるようになった。

<審査決との判断相違の要因分析>

- ・審査官に対して特許異議申立に係る情報のフィードバックを行うことで、審査過程における改善点の把握ができるようになった。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目Ⅲ. ⑪)

評価項目名	III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	<p>(国内への情報発信、協力関係)</p> <p>A) 会合における情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をした(2016年度開催実績:2回予定)。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信している。また、特許庁のホームページにて審査品質管理小委員会報告書の公表する際、長官からのメッセージを掲載した。 <p>B) 意見交換会による情報発信及び協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査部との意見交換を例年行っている(2016年度上半期実績:58件)。意見交換では、審査の質向上に関する施策・取組等について紹介している。 ・調整課品質管理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体との定期的な意見交換会を継続して開催している(2016年度開催実績:2回)。意見交換会では、審査ハンドブックの改訂等の審査の質向上に関する取組について情報発信し、審査の質に関して具体的に意見交換すると共に、出願人・代理人等と問題意識を共有した。 <p>(国外への情報発信、協力関係)</p> <p>C) トップマネジメントによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁のホームページにて審査品質管理小委員会報告書の公表する際、長官からのメッセージ(英語版)を掲載した。 <p>D) 国際会合における情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9回五大特許庁長官会合 <ul style="list-style-type: none"> ・2016年6月に、上質なサービスを提供し続けるよう協力することにより、五府間で安定した特許権の取得を促すべく、「高品質で信頼性の高い審査結果の提供」等の取組を掲げた五府共同声明2016(東京声明)に合意した。 ・五府品質管理会合(IP5/QMM: Quality Management Meeting) <ul style="list-style-type: none"> ・2016年10月に、各府の品質管理システムについて情報交換や議論を行うために、五府第三作業部会(IP5／WG3)の枠組みを利用して、五府の品質管理担当者が一堂に会する五府品質管理会合がドイツにおいて開催された。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに他府の情報を聴取し、今後、五府で協調して行うべき作業に関する議論に積極的に関与した。 ・(P) 日中韓特許審査専門家部会(JEGPE: Joint Experts Group for Patent Examination) <ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月開催予定 <p>E) 海外の特許庁への直接的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の特許庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の知財庁への情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、タイの知財庁のマネジメントに携わる職員を対象としたセミナー・研修(2016年4月、10月) <p>・海外の特許庁の審査官等への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ①米国特許商標庁(USPTO)(2016年10~12月の審査官派遣時) ②欧州特許庁(EPO)(2016年10~12月の審査官派遣時) ③中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)(2016年7月の審査官受入時、10月の審査官派遣時) ④韓国特許庁(KIPO)(2016年6月の審査官受入時) ⑤英国知的財産庁(UKIPPO)(2016年2~8月の審査官派遣時) ⑥ドイツ特許商標庁(DPMA)(2016年10月の審査官派遣時) ⑦台湾智慧財産局(TIPO)(2016年9月審査官受入時) ⑧ロシア特許庁(ROSPATENT)(2016年4月審査官派遣時) ⑨ユーラシア特許庁(EAPO)(2016年4月審査官派遣時) ⑩インド特許意匠商標総局(CGPDTM)(2016年4~5月、8月の審査官派遣時) ⑪ベトナム国家知的財産庁(NOIP)(2016年9月の審査官派遣時) ⑫マレーシア知的財産公社(MyIPO)(2016年9月の審査官派遣時) ⑬フィリピン知的財産庁(IPOPHL)(2016年10月の審査官派遣時) ⑭タイ知的財産局(DIP)(2016年10~11月の審査官派遣時)

実績 又は 現況	<p>F) ユーザーへの情報発信、協力関係 以下のセミナーや意見交換会等で海外の知財関係者向けに審査の質向上に関する施策・取組等について紹介した。 ・「極東特許スクール」(ロシア・ウラジオストク開催) ・World Intellectual Property Day(カンボジア・プノンペン開催)</p>
	<p>G) 海外の特許庁との協力関係 ・特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)を通じた協力体制 特許審査ハイウェイ(PPH)は、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようになる枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPOの提案によって2006年に日米間でPPH試行を開始して以来、その拡大や利便性の向上に取り組んできた。その結果、現在JPOは35か国・地域とPPHの試行を行っており、その利用件数も着実に増加している。</p> <p>・米国特許商標庁(USPTO)との協力体制 2015年8月にJPOとUSPTOとの間で日米協働調査試行プログラムを試行期間を2年として開始した。本プログラムでは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付する。2016年8月より申請要件の緩和を行い、公開前の出願の申請も可能となった。</p> <p>また、USPTOとは、PPH案件を対象として判断が異なった案件の相違要因を特定する分析を共同で実施している。</p> <p>さらに、上記C)の五庁品質管理会合においてJPOの品質管理システムについて情報発信し、USPTOの情報も聴取し、互いの品質管理システムについて相互理解を深めた。</p> <p>・欧州特許庁(EPO)との協力体制 上記C)の五庁品質管理会合においてJPOの品質管理システムについて情報発信し、EPOの情報も聴取した。また、EPOとは、2013年から、国際段階と国内段階の結果を統計的に解析すると共に、審査官の派遣を通じて、判断が異なった案件の相違要因を特定する分析を共同で実施している。当該取組を本年度も継続し、上記D)のEPOへの審査官派遣の機会を利用して、コンピュータ・ソフトウェア関連分野において実施した。その際、併せて昨年度の派遣を通して得られた、EPOにおける品質管理システムについて、追加情報を収集した。</p> <p>・中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)との協力体制 上記C)の日中韓特許審査専門家部会や五庁品質管理会合の機会を利用してJPOの品質管理システムについて情報発信するとともにSIPOの情報を聴取した。</p> <p>・韓国特許庁(KIPO)との協力体制 上記C)の日中韓特許審査専門家部会や五庁品質管理会合の機会を利用してJPOの品質管理システムについて情報発信するとともにKIPOの情報を聴取した。</p> <p>・その他協力関係 上記C)記載の国際会合等を通じて、日中韓、五庁、国際機関間において互いの品質管理システムについて情報及び意見を交換する等、外国庁や国際機関との継続的な協力関係を構築している。 PCTの国際調査機関が出席する品質サブグループ会合では、会合前後だけでなく、電子フォーラムを通じて、通年で各国の品質管理システムに関する情報交換や議論がなされている。</p>